$\langle \! \langle$

髙和果公報

発 高 知 見 高 知 市 丸 番 20 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規則	~~-	ージ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一般則告示	部を改正する規	1
◎告示 (港湾施設の概要) の一部改正	(港湾・海岸	
	課)	2
○道路の区域変更 (2件)	(道 路 課)	3
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の		
申請	(県民生活・	
	男女共同参	
	画課)	
	〈7・9掲示〉	3
O "	(")	
	〈7・11掲示〉	3
○公文書の開示の平成25年度運用状況	(文書情報課)	3
○個人情報保護制度の平成25年度運用状		
況	(")	6
○土地改良区の役員の退任	(農業基盤課)	8
○土地改良区の清算人の退職	(")	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
監査公表		
○監査の結果に関する報告に基づく措置総	結果	8
規 則		
が 知		

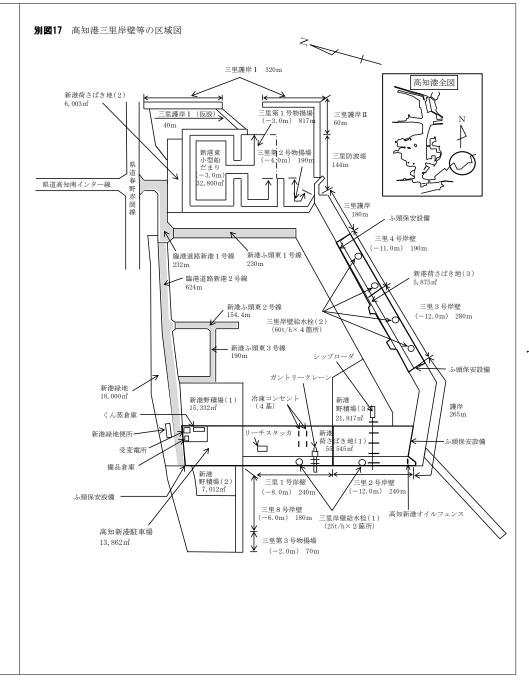
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成26年7月22日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第80号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51 号)の一部を次のように改正する。 別表第2の別図17を次のように改める。



高知県告示第450号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成26年7月22日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 横浪公園
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市宇佐 山613番 1	定町竜字崎 から	前	18. 1	84
土佐市宇佐町寺山604番 5		後	21. 7	84

高知県告示第451号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成26年7月22日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名長者佐川
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川 児野1374番	5から	前	3. 6	144
高岡郡佐川 児野1379番 で		後	4. 0	144
			3.6	

高岡郡佐川町本郷字 東屋敷1595番5から	前	8.3	127
高岡郡佐川町本郷字 大井山3928番まで	後	4. 2	127

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の 規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があっ たので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に より次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年7月9日から2月間高知県文化生 活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年7月9日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

申請のあった		定款変更に係る特定非営利活動法人								
年月日	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的						
平成26年7月9日	特定非 営利法人 Slow Age	吉本 智子	安芸郡 田野町 1954番 地 1							

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の 規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があっ たので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に より次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年7月11日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年7月11日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

申請のあった	定款変更に係る特定非営利活動法人												
年月日	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的									
平成26 年7月 11日	特営動みの手指活人り	伊藤博子	高知市 比島町 二丁番 12番 号	この家族・連域住民 と いう)に 地域等 書者と その家族・ に 地域等 」と いう)にかかる 就									

高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)第18条の規定により、平成25年度における公文書の開示の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年7月22日

高知県知事 尾﨑 正直

1 公文書開示請求件数 (以下「請求件数」という。) 及び決定 内容等の内訳

請	求	件	数	2,381件
決	開		示	1,786件
定	部	分 開	示	486件
上	非	開	示	11件
内	存る	5応答打	巨否	16件
索	不	存	在	68件
容	不	受	理	1 件
等	取	下	げ	96件

2 不服申立て件数及び処理件数等(平成26年3月末現在)

不服申立 て 件 数	平成24年 度繰越し 分	0 件
1 分 数	平成25年 度分	5 件
	認容	0 件
処理件数	一部認容	0 件
是连件数	却下	0 件
	棄 却	2 件
取	下 げ	1 件
審理	里 中	2 件

3 開示請求者数(延べ数)

区	分	請求者数
県内に住所を有する	個人	557件
県外に住所を有する	個人	114件

県内に事務所又は事業所を有する 法人及びその他の団体	1,536件
県外に事務所又は事業所を有する 法人及びその他の団体	174件
計	2,381件

•

4 実施機関別決定件数及び決定内容等の内訳

(単位:件)

								知						事				議	教	選	人	監	公	警	労	収	海	内	公	高	高	
				総	危	健	地	文	産	商	観	農	林	水	土	会			育	挙	事		安	察	働	用	区漁	水面	営	知	知	合
実	施	機	関		機	康	域	化	業振	エ	光	業	業振	産		計			委	管理	委	査	委	本	委	委	業調	漁場	企業	エ	県	
	ル	175%	因	務	管	政	福	生	興	労	振	振	興・	振	木	管	計			委		委					整	管理	管	科	立	
					理	策	祉	活	推進	働	興	興	環境	興		理			員	員	員		員	部	員	員	委員	委員	理	大	大	計
				部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	局		会	会	会	会	員	会	長	会	会	会	会	者	学	学	"
請	求	件	数	70	14	174	77	56	29	60	15	128	210	61	1, 201	15	2, 110	8	122	28	2	1	3	85					16	1	5	2, 381
決	開		示	35	9	134	30	16	15	40	6	111	192	56	1,032	9	1, 685	8	39	4	2	1		25					12	5	5	1, 786
	部	分開	示	30	5	33	43	29	12	19	9	15	11	6	126	6	344	3	67	22	1			45					4			486
定	非	開	示	1										1	2		4		6		1											11
内	存否	応答	拒否	1			1					1			1		4		6					6								16
訳	不	存	在	6		2	3	8	1			3	4	1	10	3	41		1	3	1		3	13						6		68
II/	不	受	理																					1								1
等	取	下	げ	1			6	5	1	3		2	6		43		74		14	3				5								96

注 1件の請求につき複数の開示決定がなされる場合があるため、請求件数と決定内容等の件数とが一致していない。

······

高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)第42条の規定により、平成25年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年7月22日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 個人情報取扱事務登録簿の登録件数 2,704件
- 2 個人情報開示請求の件数(以下「請求件数」という。)及び 決定内容等の内訳

請	求	件	数	187件
決	開		示	77件
定	部	分 開	示	150件
足	非	開	示	3 件
内	存在	5応答排	否	2 件
容	不	存	在	16件
谷	不	受	理	1 件
等	取	下	げ	9件

- 3 個人情報訂正請求の件数 0件
- 4 個人情報是正請求の件数
 - 0 件
- 5 ロ頭による開示請求の件数 7,784件
- 6 不服申立ての件数及び決定件数 不服申立て件数 1件 決定件数 1件
- 7 事業者に対する説明等の要求件数
 - 0件
- 8 事業者に対する是正の勧告件数
 - 0 件
- 9 事業者が勧告に従わなかった旨等の事実の公表件数 0件
- 10 開示請求者数(延べ数)

区	分	請求者数
県内に住所を有す	る本人	180人
県外に住所を有す	る本人	2 人
県内に住所を有す 成年被後見人の法		1人
県外に住所を有す 成年被後見人の法		0人
県内に住所を有す	る遺族等	4 人
県外に住所を有す	る遺族等	0人
計		187人

c

11 実施機関別個人情報取扱事務登録簿の登録件数等

(単位:件)

								知						事				議	教	選	人	監	公	警	労	収	海	内	公	高	高	合		
				総	危	健	地	文	産	商	観	農	林	水	土	会			育	挙	事	_ <u></u>	安	察	働	用	区	水面	営	知	知			
実	施	機	関		機	康	域	化	業振	エ	光	業	業振	産		計			委	管理	委	查	委	本	委	委	業調	漁場	企	エ	県			
	7,15	17%	1 12	務	管	政	福	生	興推	労	振	振	興・	振	木	管	計			委		委		4 77			整	管理	管	科	立			
					理	策	祉	活	進	働	興	興	環境	興		理	1				員	員	員		員	部	員	員	員	委員	理	大	大	計
				部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	局		会	会	会	会	員	会	長	会	会	会	会	者	学	学			
	務置	情報 登録 件	簿 の	111	22	409	359	143	50	123	26	321	215	60	206	10	2, 055	19	223	34	18	10	4	213	12	11	5	5	40	35	20	2, 704		
請	求	件	数	2		1	8	2		2			1		8		24		89	1	4		2	67								187		
決	開		示	2		1	1						1		3		8		63		1		1	4								77		
定	部	分員	쾪 示				7	2		2					5		16		78	1	3			52								150		
	非	開	示																					3								3		
内	存在	5応答	拒否																					2								2		
∌ ⊓	不	存	在																				1	15								16		
訳	不	受	理																					1								1		
等	取	下	げ																9													9		
		よる 件				52	36			1							89		2, 535		151			4, 829						101	79	7, 784		

注 1件の請求につき複数の開示決定がなされる場合があるため、請求件数と決定内容等の件数とが一致していない。

榖

字野 正晃

十地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ り、新改中部土地改良区から次のとおり退任した役員の届出が あった。

平成26年7月22日

高知県知事 尾﨑 正直

氏 名 住 所 役名 監事 三木 忠二 香美市土佐山田町新改835 植村 曹 川 川

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準 用する同法第18条第16項の規定により、新改中部土地改良区から 次のとおり退職した清算人の届出があった。

······

平成26年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

氏	名	ſ	È Ē	听
三木	實正	香美市	 古土佐山田町新改	667
森尾	正夫	<i>II</i>	JJ	368
山本	透	"	"	392 - 3
大塚	茂夫	"	JJ	323ーロ
山本	貞夫	"	"	286
三木	忠義	"	JJ	862
山本	利雄	"	土佐山田町入野	209
山本	利政	"	JJ	51
武田	敏彦	"	土佐山田町大法	寺362
幾井美		<i>]]</i>	JJ	294
幾井	和雄	"	JJ	471 - 5

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定によ り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成26年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成26年 4 月23日 26高幡土開第 2 号	四万十市右山字南中 山2035番 9 ほか	福岡県福岡市博多 区博多駅東二丁目 10番1号 第一福 岡ビルS館4階 株式会社コスモス 薬品 代表取締役

監 査 公 表

監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定によ り、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置 結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次の とおり公表する。

平成26年7月22日

高知県監査委員 26高行管第115号 平成26年6月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

平成25年度行政監査結果に対する措置について(通

平成26年2月12日付け25高監報第14号で報告のありました、平 成25年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じまし た。

記

第1 監査委員の意見

長年の運用により取り扱っていた公印の管理や所属の判断に 任せてきた収入証紙の取扱いなど、いくつかの課題が明らかと なった。

公正性・透明性が強く求められる許認可等に係る事務につい て、組織的な進行管理を行うため、今回の監査で確認された課 題を踏まえ、検討を求める。

1 標準処理期間の設定等について

標準処理期間は、申請者にとって許認可等の決定の時期 の目安となり得る重要なものである。

設定が困難な場合もあり得ることから努力義務とされて いるが、標準処理期間を設定していない理由を、受付後す ぐに処理しているため、あるいは締日を設けているためと している事務などについては、設定が困難とは認められな いものもあることから、標準処理期間の設定について速や かに検討されたい。

また、設定した審査基準及び標準処理期間の公表につい ては、ハンドブックで定める運用が十分に行われていない 現状やインターネットの普及状況等を考慮し、ホームペー ジの活用等も含め、確実で効果的な公表方法について検討 されたい。

(措置の内容)

(1) 標準処理期間の設定について

行政手続法(平成5年法律第88号)及び高知県行政手 続条例(平成7年高知県条例第45号)で規定されている ように、行政運営の適正化の観点から、申請の迅速な処 理の確保を図るため、行政庁において、申請が条例等に 定められた提出先機関の事務所に到達してから当該申請 に対する処分を行うまでに要する期間の目安(標準処理 期間)を定めることが求められています。

これまで例年5月に開催している「高知県行政手続条 例に基づく意見公募説明会 | 及び11月に開催している 「法務研修会」において、標準処理期間、審査基準等の 設定及び公表についての適正化を庁内に向けて重ねて呼 びかけてきたところですが、ご意見を踏まえ、平成26年 5月14日に開催した説明会においても再度、標準処理期 間、審査基準等の設定及び公表について、事務の徹底を 呼びかけるとともに、全庁あてに改めて注意喚起の通知 を発出しました。今後も引き続き適正化に努めていきま

(2) 設定した審査基準及び標準処理期間の公表について 現在、ハンドブックでは、その公表の具体的場所につ いて、提出先機関の事務所、それが出先機関である場合 はその所管課、その属する部局の企画担当課及び県民室 への備え付けを定めていますが、昨今のインターネット の普及状況を踏まえ、申請者の利便性のさらなる向上を 図るため、ホームページでの公表についても検討してい きます。

2 事務処理の適正化について

許認可等の事務を適正に行うためには、審査の手順を明 確にすること、審査項目を整理すること、また、標準処理 期間の起算日を把握するとともに申請の受付から事務処理 が完了するまでの進捗状況を管理することが重要である。

一部に、マニュアルやチェックリスト、受付簿等を整備 していない事務が見られたが、事務の適正化・効率化の観 点から必要性を考慮した上で、適切なものを作成するよう 検討されたい。

なお、マニュアルやチェックリストは、根拠となる法令 等の改正に留意し、その内容について随時点検されたい。

また、担当者が一人で審査を行っている事例が一部に見 られたが、チェック機能が働くよう複数による審査を行う 体制について検討されたい。

(措置の内容)

事務処理の適正化に向けた検討については、事務ごとに 根拠法令や審査手順が異なるため、許認可等の事務を所管 する所属において、個別に見直しを行うよう全庁に向けて 通知し、マニュアルやチェックリスト、受付簿の整備につ いて、事務の適正化・効率化等の観点から検討の上、必要 なものについては作成することとしました。また、既存の マニュアルやチェックリストについても、法令等の改正に 留意し、随時点検の上、必要な改正を行うこととしまし た。

あわせて、現在の審査体制を点検し、担当者が一人で審査を行っている事務については、チェック機能を十分に働かせるため、必要に応じて複数による審査体制を整えるよう徹底を図りました。

3 押印済み用紙の管理について

押印済み用紙の管理について、高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号。以下「公文書規程」という。)では、厳重に保管し、押印済み用紙受払簿により管理しなければならないと規定しているが、押印済み用紙受払簿を作成していない事例が5事務見られたので、速やかに改善されたい。

また、許認可等の事務に限らず、押印済み用紙の管理は 厳重に行うべきものであることから、その管理について全 庁的な点検を検討されたい。

(措置の内容)

押印済み用紙を管理保管する者を公印管理者又は公印取 扱者と定め、公印とともに厳重に管理させるとともに、現 在の押印済み用紙受払簿を修正して、適切に用紙を管理す るよう公文書規程を一部改正します。

4 公印の管理について

高知県公印規程(昭和41年9月高知県訓令第50号。以下「公印規程」という。)では、公印の押印は公印管理者又は公印取扱者が行うことと定めているが、現状では公印管理者等の承認を得れば、その他の者が押印することも実質的に認められている。また、公印管理者が定めることとなっている公印取扱者は、公文書主任及び公文書主任補助者を充てる運用がされている。いずれの取扱いも文書により定められたものはない。

ついては、公印取扱者や公印の押印に係る規定を整理し、公印の厳正な管理方法について検討されたい。

また、公印規程に反する取扱いではないものの、許認可等の事務の担当者が自ら公印取扱者として押印しているものが約4割もあった。今後は、許認可証への公印の押印を慎重に取り扱うため、例えば公印取扱者と許認可等の事務の担当者が同一である場合は、別の公印取扱者等が押印するなど、内部統制が機能する仕組みづくりについて検討されたい。

(措置の内容)

公印取扱者は1人以上定めることとし、その内1人は公 文書主任を充てるよう公印規程を改正します。

また、公印を使用する場合は、浄書及び校合を行った上

で、公印管理者又は公印取扱者による審査を受けて、公印管理者等の指定した者が押印するよう同規程を改正します。

なお、公印取扱者が公印の使用を求めるときは、公印管 理者又は他の公印取扱者の審査を受けるよう同規程に規定 します。

この他、浄書及び校合を行った者は、回議書の所定の欄に押印するよう公文書規程に明記します。

上記3の取扱いも含め、公文書規程及び公印規程の改正 については、8月に担当者の研修会を開催し、職員に周知 徹底した上で、平成26年10月1日から施行する予定です。

5 収入証紙の取り扱いについて

収入証紙は現金と同様に厳正に取り扱うべきものであるが、事務によっては、その特殊性などから消印をしないまま一定期間保管した後に消印をしており、その消印日の取扱いは所属によって異なっている。

また、収入証紙が納付された日から消印するまでの間、施錠できない場所に保管しているものが見られた。

このような取扱いは、根拠とする取扱要領の解釈が明確に示されていないことから生じていると考えられるので、 収入証紙の消印の時期や保管に関する課題を整理するなど 速やかに検討されたい。

(措置の内容)

今回の行政監査で収入証紙の納付と同時に消印をしていなかった24事務を所管する11所属から事務処理状況について聞き取りを実施し、このうち、6事務を所管する2所属については収入証紙の納付と同時に消印を行うよう改善しましたが、その他の事務において、納付額を確定させるために審査期間を要するものがあることが分かりました。

そのため、平成26年6月2日付けで全庁に照会し、消印時期の実態調査を行っていますので、今後は、調査結果を踏まえて、審査期間を要するものについては、消印の時期について関係部局と協議し、申請書等について適正に保管するよう周知していきます。

6